

島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について

1 改正要旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、育児を行う職員の仕事と育児の両立支援のため、部分休業制度の拡充を行うもの。

2 改正内容

- (1) 現行の「1日につき2時間を超えない範囲内」の部分休業を「第1号部分休業」とし、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする規定を廃止するもの。
- (2) 新たに措置された「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」の部分休業を「第2号部分休業」とし、「第2号部分休業」に係る次の規定を新設するもの。
 - ア 任命権者は、職員が第2号部分休業を請求した場合にあっては、1時間を単位として承認するものとする。
 - イ 職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。
- (3) 部分休業の請求を申し出る1年の期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までとするもの。
- (4) 職員が部分休業の申請内容を変更することができる特別の事情を、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更をしなければ、小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするもの。

(5) 部分休業の承認の取消事由について、(4)により変更をしたときとするもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

〈参考〉部分休業制度改正のイメージ

	現行	改正後								
取得パターン①	<p>●部分休業（無給）</p> <table border="1"><tr><td>休業 1h</td><td>勤務</td><td>休業 1h</td></tr></table> <p>※1日につき2hを超えない範囲内で取得可能 ※勤務時間の始め又は終わりに<u>限り</u>取得可能 ※取得単位：30分</p>	休業 1h	勤務	休業 1h	<p>●第1号部分休業（無給）</p> <table border="1"><tr><td>勤務</td><td>休業 1h</td><td>勤務</td><td>休業 1h</td><td>勤務</td></tr></table> <p>※1日につき2hを超えない範囲内で取得可能 ※勤務時間の始め又は終わりに<u>限らず</u>取得可能 ※取得単位：30分</p>	勤務	休業 1h	勤務	休業 1h	勤務
休業 1h	勤務	休業 1h								
勤務	休業 1h	勤務	休業 1h	勤務						
取得パターン②	<p>（新設）</p>	<p>●第2号部分休業（無給）</p> <table border="1"><tr><td>休業 【1h単位で取得（1日取得も可）】</td><td>勤務</td></tr></table> <p>※1年につき10日相当（1日当たりの勤務時間×10） を超えない範囲内で取得可能 ※勤務時間の始め又は終わりに<u>限らず</u>取得可能 ※取得単位：1時間</p>	休業 【1h単位で取得（1日取得も可）】	勤務						
休業 【1h単位で取得（1日取得も可）】	勤務									